

2024年11月12日

弊社従業員の有罪判決についてのご報告とお詫び

遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤治興

弊社が2023年に石巻市より受注した下水道工事について、石巻市職員、弊社従業員1名が2024年5月1日に仙台地方検察庁より起訴された件（以下、本件といいます。）において、当該弊社従業員は、2024年11月11日に仙台地方裁判所より、公契約関係競売入札妨害の共同正犯として懲役1年（執行猶予3年）の有罪判決が言い渡されました。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お客様ならびに関係者の皆様には、大変お騒がせし、ご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

本件は、当該弊社従業員の法規範への理解不足とモラルを欠く行動によるものですが、弊社とお客様ならびに関係者の皆様との間の信頼関係を大きく損ない、事業運営にも多大なる影響を及ぼすに至りました。

弊社は、この度の判決を厳粛かつ真摯に受け止め、弊社従業員に対して厳正な処分を行うとともに、本件に関して設置した調査委員会（外部弁護士）の報告内容を踏まえて、実効性かつ持続性のある再発防止を徹底し、新たな経営方針の下、コンプライアンス遵守を最優先とした企業風土の再構築、更なるガバナンスの強化により、社会的な信頼の回復に努めてまいります。

また、弊社においても、本事件に関する調査を行うとともに、関係者に対して厳正な処分を行いました。さらに、本事件に関する公判を傍聴して事実の把握と本事件の全容の解明を図るとともに、これらの結果に加え、調査委員会より受領した「調査報告書」を受け入れ、以下の基本的な考え方による弊社としての再発防止策を策定し、その対応を開始いたしました。

【再発防止の基本的な考え方】

- ・ 個別具体の行動への対処はもとより、従業員の問題ある行動や業務上のミス等が発生する根本的な原因に対して、会社全体としての包括的な視点から問題を根絶するための対応を実行することにより、再発防止を図ることと致します。

今後は、新たなコンプライアンスマニュアルにより実効性及び持続性のある再発防止を図るとともに、行政機関及び取引先の皆様に、誠心誠意対応させていただきながら、社会的な信頼回復に努めてまいりますので、今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

敬白